

「持続可能性配慮に関する農場 HACCP 認証農場指定要領」 の別紙（確認表）に関する解説書

指定要領の別紙（確認表）	確認表に関する解説 (具体的な対応方法、参考情報等)
<p>1. 労働安全</p> <p>(1) 危険な可能性のある作業に関する防止対策の実施</p> <p>以下に示された農場の飼養生産管理における危険な可能性のある作業等について、リスク評価され、防止対策が作成・実施されている場合に☑を記入する（農場での作業が該当しない場合は■を記入）。</p> <p>なお、参考資料として、別記様式 1（労働安全に関するリスク・対策・実施状況（一覧表））を添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家畜との接触を伴う作業 <input type="checkbox"/> 畜舎設備・機械（バークリーナー等）の使用 <input type="checkbox"/> トラクター・荷物運搬車両（フォークリフト等）の使用 <input type="checkbox"/> 草刈り機の使用 <input type="checkbox"/> 重量物の取り扱いの作業 <input type="checkbox"/> 農薬及び消毒薬の使用等 <input type="checkbox"/> 農場内の危険な場所や環境下（高所、酸素欠乏の可能性のある施設、暑熱環境等）での作業 <p>(2) その他の対策</p> <p>以下に示された対策を行っている場合に☑を記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 危険を伴う作業には、安全を確保する上で適切と考えられる作業員が担当している <input type="checkbox"/> 事故・火災に素早く対応し影響を最小限にとどめるための取り組みを行っている。 <input type="checkbox"/> 設備・機械の事故防止のための取り組みを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・確認項目として示された危険な可能性のある作業ごとに、当該農場に関するリスク評価（どういうリスクが存在するか、リスクの大きさはどの程度か等）を行っているか、防止対策が検討され実施されているかについて確認し、該当する場合は☑を記入する。 ・なお、確認するに当たっては、別記様式 1 がその判断根拠として説明できるものであることが必要となる。 <p>(適切な作業員の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全に関し十分な教育訓練を受けた者 ・法令で要求されている場合には、労働安全に関する公的な資格又は講習等を終了している者 ・酒気帯び者、作業に支障のある薬剤の服用者、妊婦、年少者以外の者 ・作業内容に応じた心身機能や能力を有した者 ・安全を確保するための適切な服装・保護具を着用した者 等 <p>(取り組みの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故、火災の対応手順及び連絡網の文書化、作業員への通知 ・清潔な水及び救急箱の用意 <p>(取り組みの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備・機械の取扱説明書やメーカーの指導に従った使用 ・安全性を損なう改造の禁止 ・シートベルトや安全フレームなど安全装置がある機械は安全装置を有効にした使用（着装

<p><input type="checkbox"/> 使用している設備・機械及び運搬車両について生産物の汚染や事故を防ぐための取り組みを行っている。</p>	<p>等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備、機械の使用前点検 (取り組みの例) ・使用している設備・機械及び運搬車両のリストの文書化 ・リストへの設備・機械及び運搬車両に使用する電気、燃料等の記載 ・必要な点検・整備・清掃・洗浄・消毒の適期実施と記録 ・外部の実施サービスを利用している場合は整備伝票等の保管
<p>2. 環境管理</p> <p>(1) <u>農場で発生する家畜排せつ物について、以下に示された保管・管理等がされている場合に☑を記入する。(ただし、飼養規模が牛 10 頭未満、豚 100 頭未満、鶏 2,000 羽未満の場合は■を記入)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 堆肥や固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料（コンクリート等汚水が浸透しないものをいう）で築造し、適当な覆い及び側壁を設置して保管・管理している <input type="checkbox"/> 液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽で保管・管理している <input type="checkbox"/> 定期的に家畜排せつ物の管理施設を点検し、施設や設備が破損している時は早急に修理している <input type="checkbox"/> 家畜排せつ物の年間の発生量等について記録している <p>(2) <u>農場で発生する廃棄物及び排水（家畜の尿、畜舎洗浄水等）について、以下に示された保管・管理等がされている場合に☑を記入する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 廃棄物について、環境を汚染しない方法で保管している。 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の収集運搬・処分等を委託する場合、マニフェスト（産業廃棄物管理票）、委任状等により管理している。 <input type="checkbox"/> 生産工程で発生する排水（家畜の尿、畜舎洗浄水等）について、環境を汚染しない方法で適切に処理・排水している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」にある「管理基準」が遵守されているかについて確認し、該当する場合は☑を記入する。 ・農業生産活動による発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、産業廃棄物や一般廃棄物に分別し処理し、適正に保管、処理を委託していること等を確認し、該当する場合は☑を記入する。 ・「水質汚濁防止法」等に基づき、特定施設を有する事業所の場合や、農場のある地域に適用される排水の規制がある場合に、排水基準値をクリアしていること等を確認し、該当する場合は☑を記入する。 <p>(参考) 水質汚濁防止法に基づく排水規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設（総面積が 50 m²以上の豚房、200 m²以上の牛房）を有する特定事業場から公共用水域（河川、湖沼等）へ排水する場合、排水

(3) 農場における資源の有効利用、周辺環境への配慮として、以下に示された取り組みが行われている場合に☑を記入する。

なお、参考資料として、別記様式2（環境管理（資源の有効利用、周辺環境への配慮）に関する内容・実施状況（一覧表））を添付する。

示された取り組み項目のうち、2つ以上を実施している。

・家畜排せつ物の利用促進

・良質なたい肥の生産

・省エネのための取り組み

・廃棄物の削減の努力

・土壌診断の結果を踏まえた肥料・堆肥の適正な利用

基準値をクリアすることが必要

・畜産農業については、一般排水基準の遵守が直ちに困難な業者に対する経過的措置として、暫定排水基準値を設定。

項目	暫定排水基準値	期限
硝酸性窒素等	牛房施設：300mg/L 豚房施設：400mg/L	令和7年6月末
全窒素含有量※	130mg/L (日間平均 110mg/L)	令和10年9月末
全りん含有量※	22mg/L (日間平均 18mg/L)	令和10年9月末

※全窒素及び全りんについては、閉鎖性海域に排出する日平均排出量 50 m³以上の養豚事業者が対象

注) 水域によって適用される項目が異なったり、自治体により上乘せ規制が行われている等の場合があり、確認が必要である。

・資源の有効利用、周辺環境への配慮として、例として示された取り組みが2つ以上実施されているか確認し、該当する場合に☑を記入。

・なお、確認するに当たっては、別記様式2がその判断根拠として説明できるものであることが必要である。

・参考までに取り組みの一例を示すと以下のとおり。

・自家ほ場への還元、地域内の耕畜連携の取り組み、たい肥センター・JA等を通じた販路拡大、堆肥の販売、堆肥の袋詰め・ペレット化等

・完熟たい肥の生産（副資材による水分調整、十分な切り替えし、発酵温度の維持等）、堆肥施設の更新、堆肥成分の明確化 等

・電気・ガス・作業工程の見直し（毎月の使用量の点検、不要な照明の消灯等）、省エネ機器の導入 等

・家畜排せつ物のエネルギー利用（焼却熱の利用、メタン発酵によるバイオガス利用）、戻し堆肥の敷料利用 等

・都道府県の施肥基準等に即した適切な施肥

<p>等（自給飼料生産を行っている場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の取り組み 	<p>の実施、肥料使用の記録 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺住民に対する騒音、振動、悪臭等の軽減対策の実施、農業用機械が公道に出る場合の十分な安全確認、公道での泥、土壌の落下防止、堆肥の利用による化学肥料使用の低減等
<p>3. アニマルウェルフェア</p> <p>(1) <u>以下に示されたアニマルウェルフェアに関する技術的指針（農林水産省畜産局長通知）を理解している場合に☑を記入する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 飼養管理に関する技術的な指針（農場が飼養している畜種（乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏又はブロイラー）） <input type="checkbox"/> 家畜の輸送に関する技術的な指針 <input type="checkbox"/> 家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針 <p>(2) <u>家畜の飼養管理に関する技術的な指針に関するチェックリスト（農林水産省畜産局畜産振興課作成）について、以下に示された取り組みを実施している場合に☑を記入する。</u></p> <p><u>なお、参考資料として、別記様式3（家畜の飼養管理に関する技術的指針に関するチェックリストの達成状況）及び点検済みのチェックリスト表を添付する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 該当する畜種のチェック項目の7割以上が実施されている。 <input type="checkbox"/> チェックリストの点検の記録が残されている。（該当しないチェック項目は除く） <p>(3) <u>家畜の輸送に関する技術的な指針に関するチェックリストについて、以下に示された取り組みを実施している場合に☑を記入する。</u></p> <p><u>なお、点検済みのチェックリスト表を添付する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> チェック項目が実施されている。 <input type="checkbox"/> 輸送を委託する外部業者に対し、技術的な指針の内容を遵守するよう依頼している。 <p>(4) <u>安楽死をさせなければならない場合に備えた準備として、以下に示された取り組みを実施している場合に☑を記入する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 安楽死に携わる者が、安楽死に関する知識や技能の習得に向けた取り組みを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アニマルウェルフェアに関する3種の技術的指針（飼養管理、輸送、安楽死）の内容を理解しているか確認し、該当する場合は☑を記入する。 ・家畜の飼養管理に関する技術的な指針に関するチェックリストのチェック項目の7割以上が実施され、チェックリストの点検の記録が残されているかを確認し、該当する場合は☑を記入する。 ・なお、確認するに当たっては、別記様式3及び点検済みのチェックリスト表がその判断根拠として説明できるものであることが必要である。 ・家畜の輸送に関する技術的指針に関するチェック項目の全てが実施され、輸送を委託する外部業者に対しても、指針の内容を遵守するよう依頼していることを確認し、該当する場合は☑を記入する。 ・なお、確認するに当たっては、点検済みのチェックリスト表がその判断根拠として説明できるものであることが必要である。 ・安楽死に携わる者が、安楽死に関する知識や技能の習得に向けた訓練を実施したり、獣医師等の専門家の指導を受けている等を確認し、該当する場合は☑を記入する。

<p>4. 人権への配慮</p> <p>以下に示された人権尊重に向けて意識すべき項目について理解するとともに、必要な取り組みが実施されている場合に☑を記入する。(ただし、該当しない項目については■を記入)</p> <p><input type="checkbox"/> 強制労働の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者の自由な意思に反する雇用や労働の強制を行わない ・労働は強制されるものではなく、労働者の退職や移動等の権利は保証される <p><input type="checkbox"/> 児童労働の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業最低年齢（原則 15 歳）に達していない児童を雇用しない ・18 歳未満の年少者を健康や安全が損なわれる恐れのある危険業務に従事させない <p><input type="checkbox"/> 差別の排除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人種、皮膚の色、宗教、性別、政治的意見、国民的出身、社会的出身、性的志向・性自認、障害の有無など「遂行すべき業務と何ら関係のない属性」に基づく差別的待遇を行わない <p><input type="checkbox"/> 外国人労働者の権利の尊重</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の立場の脆弱性を理解するとともに、外国人労働者の人権を尊重する <p><input type="checkbox"/> 労働条件・労働環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者と労働者との間の労働条件、労働環境、労働安全等の意見交換（年 1 回以上） ・全ての労働者が労働組合を結成し、加入する（加入しない）権利を尊重する ・組合活動や団体交渉活動をする労働者は、差別的行為や不利益扱いに対して十分な保護が与えられる <p><input type="checkbox"/> 過剰・不当な労働時間の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令で認められた限度を超えて労働者を働かせない ・十分な休日・休憩の確保と自由な利用を含め、労働者の労働時間を適切に管理する 	<p>・人権尊重に向けて意識すべき項目について理解するとともに、以下の補足説明も参考に、その下に記載された必要な取り組みが実施されているかを確認し、該当する場合は☑を記入する。</p> <p>【補足説明】</p> <p>(強制労働とは)</p> <p>処罰の脅威（賃金の支払い拒否、自由な移動の禁止、暴力等）、非自発的に行われる労働等（旅券、身分証明書の預かり、違法な人材派遣会社の利用等）</p> <p>(危険有害労働の例)</p> <p>高さが 5 メートル以上で墜落する恐れのある場所での業務、足場の組み立てや解体業務、重量物を取り扱う業務 等</p> <p>(差別の発生シチュエーションの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金・昇進等の人事対応、 ・福利厚生 等 <p>(外国人労働者への対応例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約は外国人労働者が理解できる言語で作成する ・人材仲介業者を介して雇用する場合は信頼できる業者を利用する 等 <p>(労働基準法における労働時間、休憩、休日に関する規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間（32 条） 休憩時間を除き、1 日 8 時間、1 週間 40 時間を超えないこと ・休憩（34 条） 6 時間を超える場合には 45 分以上、8 時間を
---	--

<p>□ 適切な労務管理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者名簿の整理 ・ 外国人労働者を採用する場合の在留許可があり就業可能であることの確認 ・ 文書による労働条件の提示 <p>□ 公正な賃金の支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用者は、法定最低賃金以上の賃金を支払う ・ 賃金は適切な方法で支払う <p>□ 暴力とハラスメントの禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場におけるハラスメントを防止するために、事業主が雇用管理上講ずべき措置が指針において定められており、実際に事案が発生した場合、事業主は雇用管理上の措置義務に基づき適切に対応する <p>□ 先住民・地域住民の権利の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農場活動による先住民や地域住民への負の影響を防止する <p>□ 消費者の安全と知る権利</p>	<p>超える場合には 1 時間以上の休憩時間を与えること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休日 (35 条) <ul style="list-style-type: none"> 毎週少なくとも 1 日の休日か、4 週間を通じて 4 日以上の日を与えること ただし、農業に従事する労働者 (外国人技能実習生は除く) については、以上の規定は適用されていないが、優秀な人材を確保するためにも、規定を参考に、労働者が働きやすい環境を整えることが重要。 <p>(労働者名簿の記載内容例)</p> <p>氏名、年月日、履歴、性別、住所、従事する業務の種類 (労働者数常時 30 人未満の事業所は不要)、雇用年月日、退職の年月日及びその事由 (解雇の場合はその理由)、死亡の年月日及びその原因 等</p> <p>(労働条件の内容例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従事する業務内容と就業する場所 ・ 労働する期間、期間が限定される場合には雇用契約の更新に関する事項 ・ 労働する時間、休憩時間、休日 ・ 賃金とその支払い方法及び支払期間 ・ 退職に関する事項 (雇用の解除に関する権利、解雇の条件等) <p>(賃金の支払方法等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金の支払は、ア通貨で、イ直接労働者に、ウその全額を、エ毎月 1 回以上、オ一定の期日を定めて、支払わなければならない。(労働基準法 24 条) ・ 賃金から不当又は過剰に控除しない。 <p>(ハラスメント等に関する対応例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者が相談できる相談窓口の設置 ・ 経理者、労働者を対象とした研修等の実施 <p>(権利保護に関する対応例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産資材が先住民等の多い国や地域など、権利侵害のリスクの高いところで生産されていないか等の情報収集 <p>(生産者が生産・販売する畜産製品に表示を行う</p>
---	--

<p>・関連法令（食品表示法等）で規定されている表示方法を理解し、適切な表示を行う</p> <p>5. その他</p> <p><u>以下に示された取り組みを行っている場合に☑を記入する。（ただし、が打とうしない項目については■を記入）</u></p> <p>(知的財産の保護)</p> <p><input type="checkbox"/> 知的財産を保護するための取り組みを行っている。</p> <p>(外部組織の管理)</p> <p><input type="checkbox"/> 外部委託する作業について、農場が定めたルールに従うこと等について合意を得ており、文書化している。</p> <p>(入場者の衛生管理)</p> <p><input type="checkbox"/> 健康状態に異常（下痢、嘔吐、発熱、横断等の症状）のある入場者を把握するための健康状態を把握するための手順を文書化し実施している。</p> <p>(エネルギー等の管理)</p> <p><input type="checkbox"/> 燃料・オイル類の保管・給油について、火災・爆発の発生、流出による環境汚染を防ぐための取り組みを行っている。</p> <p>(動物医薬品の管理)</p> <p><input type="checkbox"/> 動物医薬品の薬効の確保や誤使用を防ぐための取り組みを行っている。</p> <p>(食品残差等を利用して製造された飼料)</p> <p><input type="checkbox"/> 「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」に基づき、安全確保に取り組んでいる。</p> <p>(個体識別)</p> <p><input type="checkbox"/> 家畜を個体もしくは群／畜舎で識別管理している。</p>	<p>場合の対応例)</p> <p>・食品表示法等の改正等に伴うルール変更に関する情報収集、職員への研修機会の付与</p> <p>(取り組み例)</p> <p>・他人の知的財産を侵害しないこと</p> <p>・自分の知的財産となる開発した技術・品種、商標等がある場合、それらの活用（権利化、秘匿、公開)</p> <p>(合意文書の内容例)</p> <p>合意した日付、合意した者の名称（代表者氏名、所在地等）、外部委託する作業の範囲、農場が定める食品安全、家畜衛生、アニマルウェルフェア、労働安全等に関するルール、合意内容に違反した場合の対応 等</p> <p>(管理の取り組み例)</p> <p>・火気厳禁とし、必要に応じて警告表示の設置</p> <p>・内容物に適した容器の使用</p> <p>・初期消火に有効な場所に使用期限内の消火器を設置</p> <p>・燃料漏れ対策の実施</p> <p>・引火防止対策の実施（静電気対策、高温による吹き出し・気化防止)</p> <p>(管理の取り組み例)</p> <p>・容器等の表示や添付文書の記載通りに保管する。</p> <p>・有効期間、使用期限を定期的を確認する。</p> <p>・在庫管理を実施し、記録する。</p> <p>・劇毒薬は識別表示の上他のものと区分し、毒薬は施錠された場所へ保管する。</p>
---	---

--	--